

壮瞥町告示第48号

令和7年壮瞥町議会第3回臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年6月25日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和7年7月2日
- 2 場 所 壮瞥町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 工事請負契約について
 - (2) 令和7年度一般会計補正予算(第3号)について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和7年壮瞥町議会第3回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年7月2日（水曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第31号ないし議案第32号について

○出席議員（８名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
8 番	真 鍋	盛 男 君	9 番	森	太 郎 君

○欠席議員（１名）

7 番 菊 地 敏 法 君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	蛭 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 7 年壮瞥町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

3 番 長内伸一君 4 番 毛利 爾君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 31 号ないし議案第 32 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 31 号ないし議案第 32 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和 7 年第 3 回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第 31 号から議案第 32 号までの合計 2 件であります。その内容についてご説明いたします。

1 ページになります。議案第 31 号 工事請負契約について。

令和 7 年 6 月 23 日指名競争入札に付した、仲洞爺地区農業集落排水施設電気設備

更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

1 の契約の目的は、仲洞爺地区農業集落排水施設電気設備更新工事。

2 の契約の方法は、指名競争入札。

3 の契約金額は、9,900 万円。

4 の契約の相手方は、新栄・堀口特定建設工事共同企業体で、代表者は札幌市中央区北 12 条西 15 丁目 4 番 1 号、新栄クリエイト株式会社代表取締役、佐々木雅一であります。その構成員は、有珠郡壮瞥町字滝之町 250 番地、株式会社堀口電気商会代表取締役、堀口一夫となっております。

本件工事につきましては、仲洞爺地区農業集落排水施設の電気設備機器を計画的に更新するものであり、今年度は令和 5 年度及び令和 6 年度に製作した処理設備の電気制御盤である補助継電器コントローラ盤、計装盤及びインバーター盤の各 1 面と監視装置 1 式、溶存酸素計 2 台の据付け工事を行うものであります。また、機器の更新工事に伴う施設機能停止を防止するため、仮設の電気設備工事を行うもので、工期は令和 8 年 2 月 27 日までとしております。

なお、指名競争入札に付した業者は全部で 4 者となりますが、1 者が町内業者を含む特定建設工事共同企業体で、3 者が町外業者となっております。

続いて、2 ページになります。議案第 32 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）について。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 47 億 2,401 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 567 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 2,968 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。6 ページになります。物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 567 万 3,000 円の追加となります。本件につきましては、国における米国の関税措置に対する緊急対策の一環として、令和 7 年 5 月 27 日の閣議において、令和 7 年度予算予備費を活用し、地域の実情に応じた生活者、事業者支援に必要な経費として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付が決定され、本町には 314 万 1,000 円の交付限度額が示されたところであります。

本町では、物価高騰対策商品券配付事業を実施することとし、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面している町民に対し、1 人当たり 2,000 円分の商工会商品券を配付することにより、家計における経済的負担の軽減と地域経済の消費喚起を図るものであります。その内訳になりますが、物価高騰対策商品券代として 2,280 人分

456 万円、事務用の消耗品費で 2 万円、封筒の印刷製本費で 3 万 3,000 円、商品券郵便料の通信運搬費で 78 万 6,000 円、壮瞥町商工会に対する事務手数料で 27 万 4,000 円をそれぞれ計上するものであります。

歳入では、国庫支出金、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 314 万 1,000 円の追加となります。国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことから、物価高騰対策商品券配付事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 253 万 2,000 円の追加となります。

なお、3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 31 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 32 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳入及び歳出について、一般 1 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）については
原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 7 年壮瞥町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 11 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員